

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法について

満期保有目的の有価証券は償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法について

刊行物は総平均法による原価法によっている。

貸会議室提供の飲料は最終仕入原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却方法について

固定資産の減価償却資産は、法人税法に基づく定率法(一部定額法)を採用している。

(4) 引当金の計上基準について

退職給付引当金

期末現在の要支給額に基づいて計算している。

賞与引当金

職員に対しての賞与支出に充てるため、支給見込み額に基づき計上している。

(5) リース取引の処理方法について

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

(6) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理は、税抜き方式を採用している。

3. 会計方針の変更

該当なし。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当預金	16,000,000	0	0	16,000,000
財政安定資産	359,998,350	0	59,998,350	300,000,000
	375,998,350	0	59,998,350	316,000,000

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位:円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
特定資産				
退職給付引当預金	16,000,000	0	0	16,000,000
財政安定資産	300,000,000	0	300,000,000	0
合計	316,000,000	0	300,000,000	16,000,000

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りである。

(単位:円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	94,539,573	71,886,463	22,653,110
建物附属設備	189,227,296	172,094,526	17,132,770
構築物	918,000	908,816	9,184
機械装置	21,200,000	14,590,146	6,609,854
工具器具備品	21,398,818	20,210,867	1,187,951
リース資産	64,204,200	62,859,028	1,345,172
航空資料	1,000,000	-	1,000,000
土地	393,019,224	-	393,019,224
ソフトウェア	1,094,000	829,366	264,634
電話加入権	1,409,084	-	1,409,084
合計	788,010,195	343,379,212	444,630,983

8. 実施事業資産は次の通りである。

(単位:円)

科目	航空遺産継承 当期末残高
1. 流動資産	
未収金	672,798
前払金	68,640
棚卸資産	1,492,332
2. 固定資産	
航空資料	1,000,000
合計	3,233,770

9. 貸倒引当金を直接控除した債権金額、当期末残高

該当なし。

10. 保証債務等の偶発債務

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし。

12. 補助金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は次の通りである。

(単位:円)

補助金等の名称	交 付 者	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	貸借対照表の 記載区分
受取地方公共団体補助金 東京都感染拡大防止 協力金	東京都	0	1,000,000	1,000,000	0	-
受取民間助成金 航空スポーツ教室 助成金	「空の日」・「空の 旬間」実行委員会	0	68,000	68,000	0	-

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は次の通りである。

(単位:円)

科 目	振替額
経常収益への振替額	
航空遺産継承事業収益	
規程に基づき支出した振替額	3,489,410
発着調整事業収益	
基本覚書に基づき支出した振替額	49,202,686
受取補助金等	
補助金等の支出による振替額	1,068,000
合 計	53,760,096

14. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

15. 重要な後発事項

特になし。

16. その他

特になし。